医科点数表第２章第10部手術の通則の５及び６（歯科点数表第２章第９部手術の通則４を含む）に掲げる手術に係る施設基準は下記のとおりです。

区分１に分類される手術		実施件数（令和7年１月～１２月）
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	76件

区分２に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分３に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分４に分類される手術		
	鏡視下手術等に分類される手術	2件

その他の区分に分類される手術		
	人工関節置換術	0件
	乳児外科施設基準対象手術	0件
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	18件
	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0件
	経皮的冠動脈形成術	
	急性心筋梗塞に対するもの	0件
	不安定狭心症に対するもの	1件
	その他のもの	27件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	1件
	経皮的冠動脈ステント留置術	
	急性心筋梗塞に対するもの	2件
	不安定狭心症に対するもの	**4件**
	その他のもの	**98件**